

事務連絡  
令和3年1月12日

各〔都道府県〕  
〔保健所設置市〕  
〔特別区〕衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局健康課  
厚生労働省健康局結核感染症課

### 風しんの追加的対策に係る令和3年度の対応について（協力依頼）

風しんの追加的対策につきまして、多大なる御協力を賜り感謝申し上げます。

本対策の進捗について、本年度までのクーポン券発送対象者のうち、昨年4月から本年9月にクーポン券を使用し抗体検査を受けた者は約250万人に留まっています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止が最優先課題のなか、国内の感染症対策に万全を期すため、風しんの発生及びまん延を防止するために、令和3年7月までに、本対策の対象者の抗体保有率を85%、令和4年3月までに90%に引き上げるという目標を掲げています。当該目標を達成するためには、抗体検査を令和3年7月までに約480万人、令和4年3月までに約920万人に受けていただく必要があることから、本対策の対象者に対してクーポン券を早期に発行することが非常に重要です。

このことを踏まえ、今般、クーポン券発行対象者について、別添「風しんの追加的対策の実施方法について」のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

つきましては、下記事項について関係者への周知等を図っていただくとともに、実施体制の整備について御協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 令和3年度のクーポン券発行対象者について

- (1) 市区町村は、令和3年度の本対策の対象として、昭和37年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれた男性に対し、令和3年3月中にはクーポン券の発行及び送付を行うこと。
- (2) 令和3年度当初からクーポン券を使用できるよう、令和3年2月末日の時点でクーポン券を発送する対象者の数を確定した上でクーポン券を発行・送付し、対象者の手元に届くよう準備を行うこと。
- (3) 4月1日前後は市区町村間の住民異動が多いことから、転入者については令和3年4月末までにクーポン券を一括で発行・送付することが望ましい。
- (4) 市区町村の転出があった場合には、送付されたクーポン券が使用できないため、クーポン券の送付時に、転出先で再発行が必要である旨を対象者に周知すること。

2 令和元年度及び令和2年度に発行されたクーポン券の取扱いについて

- (1) 令和元年度及び令和2年度に発行されたクーポン券については、令和4年2月まで使用可能とする。
- (2) 令和元年度及び令和2年度にクーポン券を発行したが未使用であった者に対しては、再勧奨を行うこと。なお、抗体検査の受検及び定期的予防接種を促進する観点から、クーポン券を再発行しても差し支えない。
- (3) 市区町村の転出があった場合には、令和元年度及び令和2年度に送付されたクーポン券が使用できないため、再勧奨の際に、転出先で再発行が必要である旨を対象者に周知すること。